

農林漁業者が進める農泊チャレンジ支援事業費 補助金の事務手続きについて

1. 交付申請提出 (随時)

○交付申請は、「とっとり電子申請サービス」により送信、
もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。

2. 県から交付決定通知到着 (交付申請から原則30日以内)

○交付決定通知により正式に事業着手することができます。

* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができ
ます。

3. 事業開始

【事業を変更・中止・廃止したい場合】
事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。
変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了

5. 実績報告書提出 (完了から30日以内もしくは翌年度の4月20日のいずれか早い日)

○実績報告は、下記提出先に郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い

補助金は額の確定後、2週間以内程度で指定の口座に入金します。

【事業計画申請時】

提出書類: 交付申請書、事業計画書、収支予算書

添付書類: 事業費内訳書、見積書、事業実施主体の概要が把握できる書類等

【事業実績報告時】

提出書類: 実績報告書、事業報告書、収支決算書

提出書類: 事業費内訳書、写真、領収書の写し等